

令和7年度 国の施策等に関する提案・要望

令和6年

愛 媛 県

愛 媛 県 市 長 会

愛 媛 県 町 村 会

平素、愛媛県並びに県内市町の行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

現在、我が国は、混迷する国際情勢をはじめ、能登半島地震等の大規模災害、想定をはるかに上回るスピードで進行する少子化・人口減少、デジタル技術の急速な進展など、複数の大きな変動要因に直面しており、難しいかじ取りが求められる変革期を迎えていると感じています。

こうした中、愛媛県では、県内人口100万人を確保し将来的な人口構造の若返りを目指す「えひめ人口減少対策重点戦略」の下、自然減と社会減の双方に歯止めをかけるべく、地域全体で危機感を共有し、県民総ぐるみで対策に取り組むほか、人口減少による国内市場の縮小を見据え、欧州・アジアへの農林水産物の輸出拡大や、インバウンド誘客の促進に向けたプロモーション等、海外展開の強化による地域経済の活性化に全力を傾けております。

また、西日本豪雨災害からの創造的復興はもとより、能登半島地震の教訓をふまえ、南海トラフ地震等の大規模自然災害に備えた防災・減災対策を推し進めるとともに、地域の活力創出に不可欠なDXを推進するため、行政・暮らし・産業のあらゆる分野における積極的な政策展開と合わせて、デジタル人材1万人の輩出を目標に掲げ、協定を締結した県内4大学との連携により、次代を担う人材の育成・確保に努めているところです。今後も、多様化・複雑化・高度化が進むさまざまな県政課題を決して先送りすることなく、種をまいてきた施策の更なる成長・ステップアップと、将来を見据えた新たな仕掛けとの両輪で、「愛顔あふれる愛媛づくり」にまい進して参ります。

国におかれましては、デジタル技術の活用等により一層の地方創生を図られますとともに、持続的な賃上げや民需主導による安定的な成長の実現、少子化対策・こども政策の抜本強化など、重要課題への取り組みに力を注がれているところではありますが、本県の施策を実効性あるものとするためには、財源の確保はもとより、防災・減災対策や地域経済の活性化に欠かせない社会資本の整備、地域の実情に即した事業を推進する上での各種制度の創設や見直しなど、これまで以上に強力な国の御支援が必要です。

つきましては、本県の現状や課題をふまえ、愛媛県並びに県内市町の発展に重要不可欠な提案・要望項目を重点施策として取りまとめましたので、令和7年度政府予算の編成および政策の決定に当たりまして、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県知事

中村 時広

愛媛県市長会 会長

武智 邦典

愛媛県町村会 会長

河野 忠康

目 次

【最重点項目】

I 人口減少対策

- 1 人口減少対策の抜本的強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 少子化対策・子育て支援の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する取組の充実・強化について・・ 5
- 4 地域力の創造について
 - [1] 地域を担う人材力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - [2] 企業版関係人口の創出・拡大に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 きめ細かな不登校対策等の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6 教員の働きがいのある魅力的な職場づくりについて・・・・・・・・・・ 13
- 7 医師確保対策について
 - [1] 医師確保対策の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - [2] 災害医療従事者の育成・確保への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 8 ドクターヘリの運航に対する支援等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 9 災害・感染症対応医療機関の危機対応機能強化と経営健全化に係る
財政支援の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

II 防災・減災対策

- 10 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について・・・・・・・・ 23
- 11 肱川緊急治水対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 12 南海トラフ地震・津波避難対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 13 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について
 - [1] 大規模災害から住民の生命・身体及び財産を守るための防災・減災
対策の総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - [2] 地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進・・・・・・・・・・ 31
 - [3] 社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - [4] 南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備の推進・・・・・・・・・・ 35
 - [5] 総合的な土砂災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

[6]	治水事業の推進	39
[7]	水道施設の防災対策等の推進	41
[8]	公共施設等の耐震化の促進	43
14	伊方発電所の安全対策の強化等について	45
15	能登半島地震の教訓等を踏まえた原子力防災対策の充実・強化について	47
16	四国の鉄道の維持・活性化について	
[1]	四国の新幹線の早期実現	49
[2]	ローカル線の維持・確保	51
17	高規格道路の整備推進について	
[1]	高速道路ネットワークにおける「3つのミッシングリンク」の 早期解消	53
[2]	高速道路ネットワークの機能強化・利便性向上	55

Ⅲ 地域経済の活性化

18	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長について	57
19	外国人材受入れの拡大及び円滑化に向けた支援の充実・強化について	59
20	農林水産物の輸出拡大について	61
21	アコヤガイ稚貝のへい死への対応について	63
22	松山空港の機能拡充について	
[1]	ターミナル地域の整備促進	65
[2]	空港受入体制の充実・強化	67
[3]	進入管制空域の返還	69
23	訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充について	71
24	四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について	73

Ⅳ デジタル技術の活用

25	地域で活躍するデジタル人材の育成・確保への支援について	75
26	D Xの推進を通じた地域経済活性化や諸課題解決に向けた支援の充実 について	77
27	次世代のデジタル人材を育む教育D Xの推進について	79

V 持続可能な社会の実現

- 28 海洋ごみ対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

【重点項目】

I 人口減少対策

- 29 特別支援教育の充実に向けた支援について・・・・・・・・・・ 83
- 30 安全・安心な教育環境整備の促進について・・・・・・・・・・ 84
- 31 全世代対応型「地域における知の拠点」による地域の持続的発展を担う
小中高生（次世代人材）の育成・支援体制の構築について・・・・・・・・ 85
- 32 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて・・・・ 86

II 防災・減災対策

- 33 地域全体で取り組む「流域治水」の推進について・・・・・・・・・・ 87
- 34 J R松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について・・・・・・・・・・ 88
- 35 命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備について
- 〔1〕松山港、東予港など主要港湾の整備推進・・・・・・・・・・ 89
- 〔2〕カーボンニュートラルポート（CNP）の推進に係る総合的な支援
の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
- 36 地域公共交通ネットワークの維持・確保について・・・・・・・・・・ 91

III 地域経済の活性化

- 37 海事産業の支援の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
- 38 産業創出支援の強化について
- 〔1〕スタートアップ支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- 〔2〕高機能素材を活用した産業創出への支援・・・・・・・・・・ 94
- 〔3〕事業承継・第二創業等に向けた対策強化・・・・・・・・・・ 95
- 39 職業能力開発促進施策について
- 〔1〕地域の実情を踏まえた職業能力開発促進施策の拡充・弾力化・・・・ 96
- 〔2〕「若年者入職促進措置」における若年者の技能検定受検料減免措置
対象者の再検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

40	強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について	98
41	かんきつ産地の体質強化について	99
42	家畜伝染病に対する防疫体制の強化について	100
43	畜産経営支援対策の強化について	101
44	林業の成長産業化に向けた支援の強化について	102
45	持続可能な水産業の確立に向けた技術開発の強化について	103
46	地方が取り組む新たな研究開発の支援について	104
47	海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化について	105
48	地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について	106
49	次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実について	107
50	障がい者スポーツ振興への支援の拡充について	108
51	地方の文化芸術施策への支援拡充について	109

IV デジタル技術の活用

52	デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に係る情報通信基盤の整備促進について	110
----	---	-----

V 持続可能な社会の実現

53	脱炭素社会の実現に向けた施策の拡充について	111
54	循環型社会の形成に向けた取組の強化について	112
55	エネルギーの安定供給の維持・確保について	
	〔1〕再生可能エネルギーの導入促進	113
	〔2〕エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化	114
	〔3〕SS（サービスステーション）過疎対策	115
56	リスクから県民の命を守る安全・安心な生活基盤の充実について	
	〔1〕警察基盤の強化	116
	〔2〕交通安全施設更新事業の計画的な推進	117

最重点項目

I 人口減少対策

1 人口減少対策の抜本的強化について

【内閣官房、内閣府】

【提案・要望事項】

人口減少の基調を変える総合的な取組の推進

- 人口減少の基調を転換させるため、国全体で総力を挙げて対策に取り組むとともに、地域の実情に応じた継続的な取組に対しても支援を拡充すること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○本県の人口減少の現状

- ・本県の人口は1985年の1,529,983人をピークとして、近年、急速に減少が進んでおり2024年4月時点で1,280,377人（県推計人口）となっている。特に、出生数に関しては、1975年に合計特殊出生率が人口置換水準を下回り、その後回復していないこともあり、1973年をピークとして減少傾向が続いている。その結果、2023年には、7,477人（厚生労働省「人口動態調査」（速報値））となっている。
- ・また、1954年以降、一貫して転出超過が続き、2023年は、4,125人（総務省「住民基本台帳人口移動報告」（日本人のみ））となっている。とりわけ、近年は20～24歳の流出が増加傾向にあり、少子化・人口減少を招く大きな要因となっている。

○人口減少が引き起こす地域課題

- ・人口減少は労働力人口の減少、消費の減少などにより地域経済の規模縮小を招くとともに、将来の社会機能の維持にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。早急に抜本的な対策を行わなければ、地域社会の崩壊、ひいては、我が国の社会経済システムの崩壊につながりかねない。人口減少はもはや地方だけの問題ではなく、人口減少の基調を転換させるため、国全体で総力を挙げて対策に取り組んでいく必要がある。
- ・また、人口減少には、様々な社会的、経済的要因が複雑に絡んでおり、「これさえすれば解決できる」という即効薬はない。結婚・出産・子育て支援から、若い世代の雇用環境の改善、仕事と家庭の両立支援、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進など多面的かつ息の長い取組が必要であり、新たな対策はもとより、地域の実情に応じた継続的な取組に対しても支援の拡充が望まれる。

○本県の人口減少対策の取組

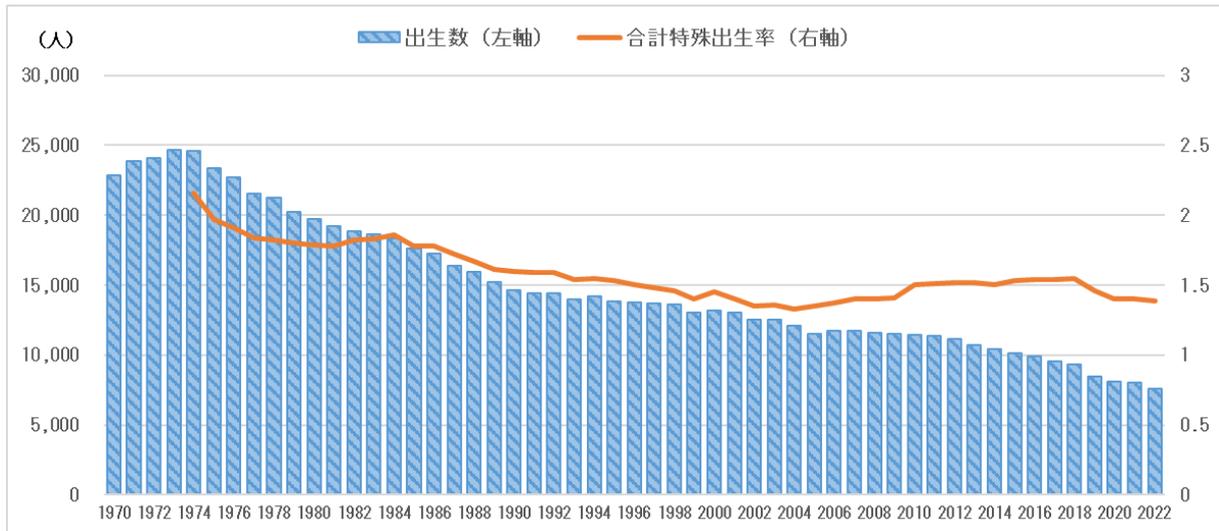
- ・本県では、2022年、県独自に将来推計人口を算出し、2060年に県内人口100万人の確保を目指す「えひめ人口減少対策重点戦略」を発表した。2023年6月には、同戦略を踏まえ、人口減少対策を盛り込んだ「愛媛県総合計画」及び「愛媛県デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、2026年度までの数値目標として「出生数8,500人」「転出超過の解消」の達成を掲げたところ。2024年度は40億円を超える人口減少対策予算を計上し、出会いの場の提供や結婚・出産・子育て支援などの自然減対策、若年者の県内就職支援や仕事と育児の両立支援・女性活躍機会の拡大などの社会減対策に県民総ぐるみで取り組んでいる。こうした取組を通じて、人口減少が進む中でも、「出生数の前年比増加」を図ることで「人口構造の若返り」を実現し、一定程度の人口規模の確保を目指している。

【実現後の効果】

- ◇人口減少が進む中でも、出生数の前年比増加を図ることで、将来的な人口構造の若返りが実現され、一定程度の人口規模が確保される。

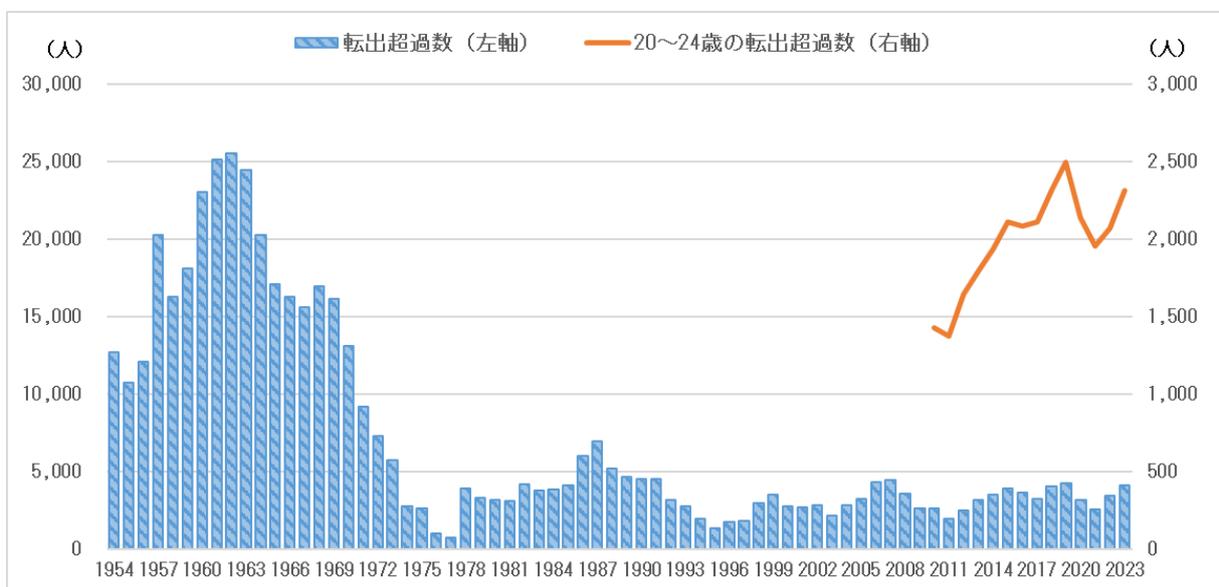
県担当部署：企画振興部政策企画局地域政策課

○ 愛媛県の出生数と合計特殊出生率



厚生労働省「人口動態調査」

○ 愛媛県の転出超過数の推移



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

○ 愛媛県総合計画で掲げる目標値

① 令和8年度までに達成を目指す目標値（政策 KGI）

	基準値	目標値
人口	1,334,841人 (令和2年)	127万人確保
出生数	8,011人 (令和3年)	8,500人
社会増減数 (転出超過の解消)	3,397人転出超過 (令和4年)	転出超過の解消

愛媛県「愛媛県総合計画」

2 少子化対策・子育て支援の充実について

【厚生労働省・こども家庭庁】

【提案・要望事項】

(1) 都市と地方の格差を生じさせない全国一律による経済的支援制度・医療費助成制度の拡充

○結婚や子育てにおける経済的負担の一層の軽減を図るため、国による一律の経済的支援制度・医療費助成制度を拡充すること。

(2) 県と市町が連携して取り組む少子化対策に対する財源措置

○出会いや結婚、出産しやすい環境や安心して子育てができる環境を整備するため、県と市町が連携して少子化対策に取り組む場合に、補助率の嵩上げや、地方単独事業への包括的な財政支援措置を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○少子化の現状と課題

- ・国立社会保障・人口問題研究所がまとめた第16回出生動向基本調査（令和3年）によると、18歳～34歳の独身男性が結婚しない理由として、4人～5人に1人が「結婚資金が足りないから」と回答しているほか、夫婦が理想の数の子どもを持たない理由として「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」との回答が52.6%となるなど、経済的な負担の解消が進まないことが少子化の要因の一つとなっており、結婚・出産しやすい環境や安心して子育てができる環境の整備が急務である。
- ・国では、令和5年12月に策定した「こども未来戦略」や「こども大綱」において、「経済的支援の強化」や「すべての子どもと子育て世帯の支援の拡大」、「共働き・共育の推進」など、ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組むことを示しているが、長引く物価高騰の影響で実質賃金の減少が続く中、結婚から出産・子育ての経済的負担の解消を図るうえでは、少子化対策としてより実効性の高い支援が望まれる。
- ・各地方公共団体が結婚や子育てにおける経済的負担を軽減するための現金支給や医療費助成を行った場合、自治体間の過当競争となり、都市部と地方との格差拡大につながる懸念されることから、国による一律の経済的支援制度の拡充が望ましい。
- ・結婚、出産、子育てに関する国の補助事業は多数用意されており、複数の事業を一体的に取り組むことで一層の効果が期待できるものの、財政力の弱い地方では十分実施できないことから、県・市町が連携して行う事業については、結婚新生活支援事業のように補助率の嵩上げを図るとともに、県・市町が連携して計画を作成し実施する地方単独事業についても財源措置を行うなど、国による包括的な支援が必要である。

○県内の取組

- ・本県では、令和5年度に創設した「えひめ人口減少対策総合交付金」により、県・市町が連携し、結婚や妊娠・出産、子育て支援の分野における地域の実情に応じた少子化対策を積極的に展開しているところであり、市町や住民ニーズを踏まえ、年度途中でも新たに補助メニューを追加するなど、柔軟かつ効果的な運用に努めている。

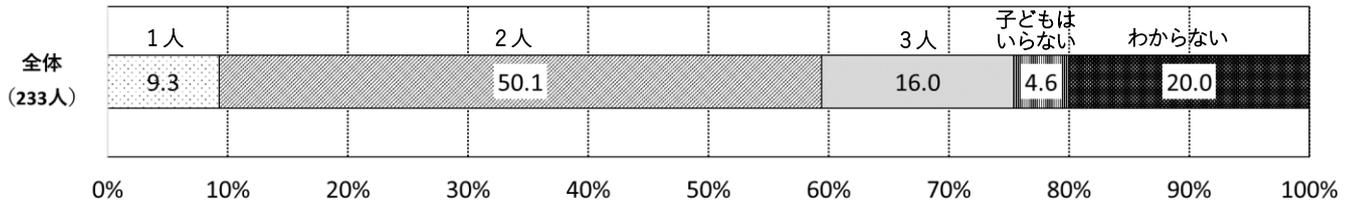
【実現後の効果】

- ◇ 結婚や出産、子育てにおける経済的な不安を解消し、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が理想の人数の子どもを産める環境づくりにつながる。
- ◇ 各地方公共団体においては、地域の実情や個人のニーズに沿った現物サービスによる支援の充実を図ることができる。

県担当部署：保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 少子化対策・男女参画室
健康衛生局 健康増進課

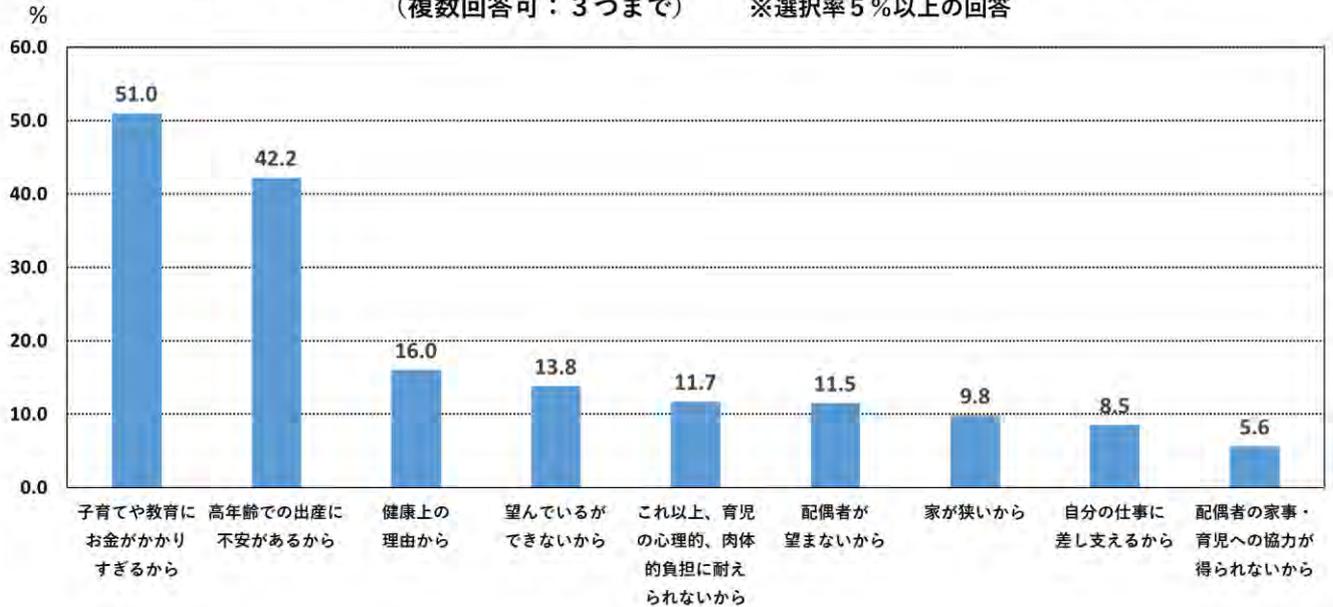
○愛媛県内におけるアンケート調査結果（R4年7月 愛媛県等が実施）

愛媛県在住の20代、30代の独身男女のうち、結婚の意思がある人が希望する子どもの人数



愛媛県在住の30代、40代の既婚男女における理想の子どもの人数の実現が難しい理由

（複数回答可：3つまで） ※選択率5%以上の回答



○えひめ人口減少対策総合交付金の事業メニュー（R6年度 20事業）

若年者転入支援		
★DX活用人口減少対策支援事業		★若年者移住促進支援事業
I 出会い・結婚支援	II 妊娠・出産支援	III 子育て支援
結婚新生活支援事業 出会いの場創出支援事業	不妊治療費等補助事業 産後ケアサービス拡充事業 乳幼児・保護者同時健診事業 出産子育て交通費助成事業	一時預かり拡充事業 一時預かり・相談保育所等事業 ※若年出産世帯応援事業 ※若年出産世帯奨学金返還支援事業 多子世帯リフォーム等支援事業 入園予約支援事業 UIJターン保育士支援事業 保育士宿舍借上げ支援事業 紙おむつ定額利用支援事業 ひめボス宣言事業所認証支援事業 ★家事代行サービス利用支援事業
R6から★の3事業をメニュー事業に追加するほか、※の2事業は年齢の対象要件を緩和。		
人口減少対策成果向上推進事業		

3 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する取組の充実・強化について

【内閣府・厚生労働省】

【提案・要望事項】

(1) 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する企業等への支援の充実

○女性活躍・仕事と家庭の両立推進に向けた取組を行う企業等への支援策のほか、常時雇用する労働者 100 人以下の企業等における一般事業主行動計画の策定支援、計画に定める目標達成に向けた取組支援等を充実させること。

(2) 男女間賃金格差の是正に向けた取組の強化

○常時雇用する労働者 301 人以上の事業主に公表が義務付けられている「男女の賃金の差異」について、義務付けの対象となる事業主を拡大するほか、より詳細なデータの公表や企業における取組推進のための支援など、格差是正に向けた制度の運用拡充を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○雇用等における男女共同参画を推進する必要性

- ・本県では、人口の減少と高齢化が加速しており、将来的な人口構造の若返り、出生数の反転増加を目指す中、若年世代（特に女性）の転出超過の解消、婚姻件数の増加が重要となっている。
- ・若年女性の転出超過解消のためには、県内で雇用の場を提供する全ての企業・事業者自らが問題意識を持って変革に取り組み、男女問わず選択されるよう成長することが望まれる。企業・事業者と行政が協働し、女性活躍を推進するとともに、仕事と家庭の両立支援を行うことがより一層求められている。また、女性の賃金は男性の約 8 割にとどまり、諸外国と比較しても大きな格差が存在しており、これが女性の就労や技能形成・キャリア形成を阻害し、性別役割分担意識を固定化する要因ともなり得ることから、格差の是正に向けた取組の強化が必要である。

○経営戦略として愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進

- ・平成 28 年度から、地域や経済が持続的に成長するためには組織トップが意思表明をし、経営戦略として働き方改革や女性活躍推進に取り組むことが重要と考え、愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進してきた。また、令和 3 年 3 月には、女性活躍推進計画を第 3 次愛媛県男女共同参画計画と一体的に策定し、実効性のある施策を戦略的・継続的に推進している。

○仕事と家庭の両立支援等を推進

- ・平成 30 年度から、「愛媛県働き方改革包括支援プラザ」を開設・運営し、仕事と家庭の両立支援等の働き方改革に取り組む中小企業を支援している。

○「ひめボス」のリニューアルと奨励金制度の創設

- ・令和 5 年度より、女性活躍・仕事と家庭の両立支援の双方に積極的に取り組む企業・事業所の認証制度とともに、女性活躍や男性育休取得等の実績に対して奨励金を支給する「ひめボス宣言事業所奨励金」を創設し、企業・事業者と行政が協働して、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を強力に推し進めており、制度の周知や企業の取組への伴走支援等により認証企業数は拡大している。

【実現後の効果】

- ◇ 女性が就業継続でき、活躍できる魅力的な事業所が増加することで、女性活躍が促進され、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過の解消につながる。

県担当部署：保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

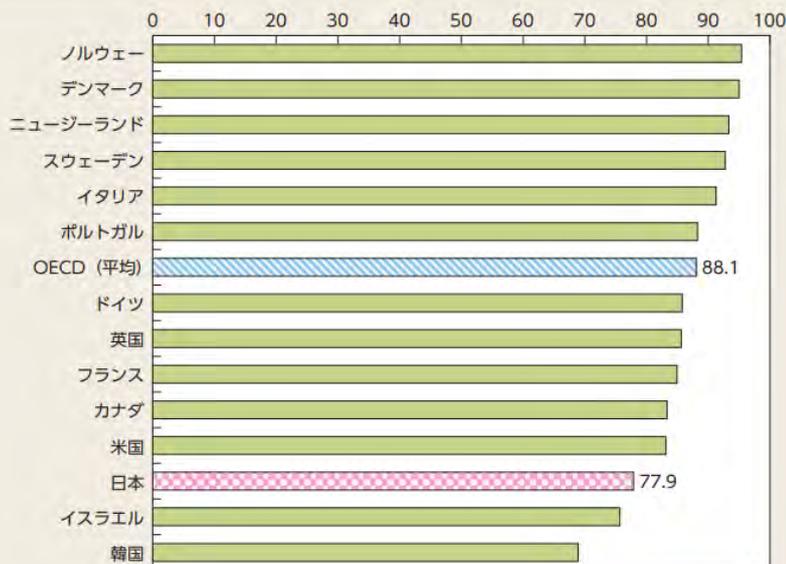
○ひめボス宣言事業所認証制度 事業スキーム

- ◎人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業者が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「男女問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長することが重要。
- ◎これまでの愛媛県版イクボス「ひめボス宣言制度」等を、奨励金支給を含む制度にリニューアルし、県として企業の取組を強力に後押し。



○男女間賃金格差

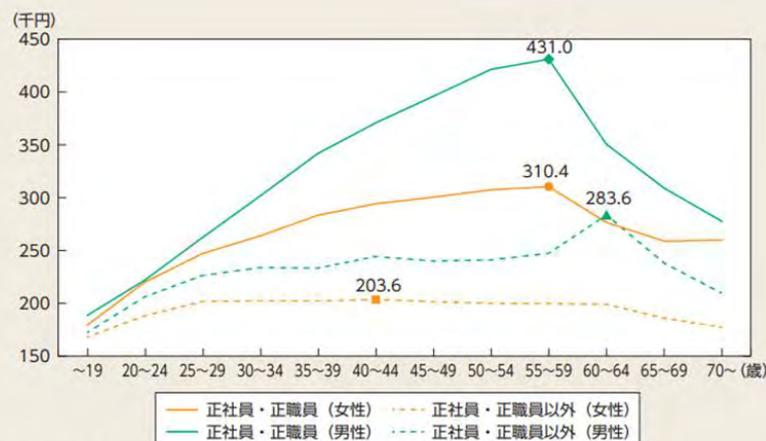
<国際比較>



(備考)

1. OECD"OECD.stat"より作成
2. ここでの男女間賃金格差とは、フルタイム労働者について男性賃金の中央値を100とした場合の女性の賃金の中央値の水準を割合表示した数値。
3. イスラエルは令和元(2019)年、デンマーク、イタリア、ポルトガル、ドイツは令和2(2020)年、それ以外の国は令和3(2021)年の数字。

<所定内給与額(雇用形態別・年齢階級別)(令和4(2022)年)>



(備考) 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」より作成。

出典：令和5年度男女共同参画白書

4 地域力の創造について

[1] 地域を担う人材力の強化

【総務省】

【提案・要望事項】

(1) 地域おこし協力隊制度の充実強化

- 地域おこし協力隊に取り組む市町を支援する道府県の取組に対しても、外国人の隊員の増加に資する取組と同様に特別交付税措置を講じること。
- 地域おこし協力隊に取り組む市町への支援機能を一層強化するとともに、隊員受入時における空き家改修にも財政措置を講じ、都市部人材を確保できる環境整備を推進すること。

(2) 過疎地域における多様な担い手の確保

- 法施行後5年を目途に見直すとされている「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく措置について、令和7年度以降も特定地域づくり事業推進交付金の所要額を確保し、事業協同組合制度を推進すること。
- 地域の多様な主体との連携と協働による過疎地域の持続的発展に向け、地域の課題解決に取り組む地域運営組織に対する支援措置を拡充すること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○地域おこし協力隊制度の充実強化

- ・本県では、全国に先駆けて地域おこし協力隊OB・OGネットワークを設立し、県内市町と隊員双方への支援体制の充実に取り組み、隊員の受入と定着を積極的に推進。
- ・人口減少が全国平均よりも早いスピードで進む本県にとって、地域力の維持・強化に欠かせない人材の確保は極めて重要な課題であるため、地域おこし協力隊制度を活用し、県と市町が連携したオール愛媛での隊員への支援充実と受入環境の改善が不可欠。

○過疎地域における多様な担い手の確保

- ・令和5年度に実施した本県の集落实態調査では、過疎地域等における集落の約3割が人口50人未満かつ高齢化率50%以上であり、集落機能が維持できなくなる危機的状況。
- ・一方で、県内では、特定地域づくり事業協同組合の設立を通じた移住者の確保や地域運営組織による多様な活動を通じた地域の活力創出などの動きが進展しているため、国の制度や財政支援の拡充による魅力ある地域の基盤づくりに向けた後押しが必要。
- ・本県では、地域づくり支援機関や地域おこし協力隊OB・OGネットワーク、大学機関と連携した過疎地域の持続可能性を高めるプラットフォームを構築し、地域主体の取組を多角的に支援。

【実現後の効果】

- ◇地域おこし協力隊員の定住・定着が促進されることで、急速に進む人口減少下における地域活力の維持・向上につながる。
- ◇地域主体で魅力ある地域づくりが進むことで、過疎地域での暮らしを支える必要な機能が維持され、安心して暮らせる地域社会の構築につながる。

4 地域力の創造について

[2] 企業版関係人口の創出・拡大に向けた支援

【総務省・内閣府】

【提案・要望事項】

企業版関係人口の創出・拡大に向けた支援

○人口減少下においても地域活力が維持できるよう、地方と企業との共創関係の深化につながる関係人口の創出・拡大に向けた仕組みづくりを推進すること。

- ・企業合宿型ワーケーションに取り組む地方と企業とのマッチング支援の強化
- ・地域活性化起業人制度における派遣元企業の拡大による地方が取り組む企業人材確保に向けた支援強化

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○人口減少対策の現状と課題

- ・三大都市圏以外では、人口減少と少子高齢化に歯止めがかからず、将来的な経済規模の縮小や地域活力の低下を招く深刻な事態を回避する対策を講じていくことは、地方にとって喫緊の課題。
- ・本県では、人口減少対策として移住施策を年々強化しており、県外からの移住者数は平成27年度以降、毎年度過去最高を更新し、令和4年度は7,162人を記録。
- ・一方で、令和6年1月に公表された令和5年の住民基本台帳人口移動報告では、コロナ前の令和元年以来4年ぶりに4千人を超える4,125人の転出超過という状況であり、人口流入対策以外の新たな地域活性化対策が必要。
- ・都市部と地域が継続的に多様な形で関わる「関係人口」は、地域のファン獲得につながり、地方への人の流れを創出するとともに、大都市圏企業が有するノウハウや知見の地方への還流につながり、転出超過による人口減少下においても地域活性化を図ることができる有効な手段。

○本県における企業との関係人口化に向けた取組

- ・本県が取り組む企業合宿型ワーケーションは、地域の課題解決に携わる企業の社会貢献と人材育成の新しい形であり、令和5年度は東京圏の企業20社以上が実践し、令和6年度は企業とのマッチングを強化して再訪を促進。
- ・県内市町においては、地域活性化起業人制度を有効活用し、これまでに観光・まちづくり分野等で10社以上の企業との協働関係を構築。

【実現後の効果】

◇大都市圏の企業と地方との関係深化で、企業活力の地方還流が促進され、新たな地域共創を生み出し、人口減少下での地域活性化につながる。

愛媛県における移住者数と社会増減数の推移

〔過去5年間の県外からの移住者数〕

年度	H30	R元	R2	R3	R4
移住者数	1,715人	1,909人	2,460人	4,910人	7,162人
前年度比	+630	+194人	+551人	+2,450人	+2,252人

〔過去5年間の社会増減数（日本人のみ）〕

年	R元	R2	R3	R4	R5
社会増減数	-4,234人	-3,175人	-2,522人	-3,397人	-4,125人
前年比	-171人	+1,059人	+653人	-875人	-728人

愛媛県における企業合宿型ワーケーションの取組

「愛媛流ワーケーション」

地域課題を切り口に、「刺激」と「学び」による社員育成、「創造」と「交流」による組織強化、地域と企業が課題解決策を考える（共創する）ことで共に「成長」する愛媛独自の企業合宿型ワーケーション

＜4年度実績＞14社
 ＜5年度実績＞24社うち再訪企業4社

ワーケーション誘致に向けた主な取組

- ・企業の継続的来訪を支援する相談窓口の開設
- ・企業と共創する地域課題解決型プログラム開発
- ・企業視点での効果可視化によるマッチング促進



愛媛県内における地域活性化起業人の活用状況

〔これまでの県内市町の企業社員受入実績〕

市町名	派遣元企業
今治市	日本航空(株)、(株)サービスマーケティング
宇和島市	(株)ANA 総合研究所、(株)ウインウイン、(株)アマナ、ANA あきんど(株)
八幡浜市	日本航空(株)
新居浜市	ソフトバンク(株)
西条市	リコージャパン(株)、クラブツーリズム(株)
大洲市	バリューマネジメント(株)、(株)JTB、日本航空(株)
砥部町	(株)オートクチュール
内子町	(株)JTB
伊方町	(株)サイトラベルサービス
鬼北町	レッドホースコーポレーション(株)

5 きめ細かな不登校対策等の推進について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 不登校児童生徒の個々の状況に応じた多様な支援の充実

○子どもたちの多様な状況に応じたきめ細かな支援を行うために、多様な取組に対する補助制度を整備すること。

- ・校内教育支援センターや県・市町が設置する教育支援センター等に対する支援の充実
- ・学校と連携した民間フリースクールの運営に対する補助制度の創設

(2) 校内教育支援センター設置に伴う教職員の配置に係る制度改正

○効果的な運営のためには、専任教員を配置する必要があるため、配置する教職員に係る定数が措置されるように制度を改正すること。

(3) 学びの多様化学校としての分教室設置等に係る制度改正

○校内教育支援センターを学びの多様化学校の分教室として認められるよう制度改正すること。

○学びの多様化学校を含め、全ての学校において、オンライン授業を授業時数に計上することを認めるとともに、指導要録上の出席扱いではなく出席とできるよう制度改正すること。

(4) いじめの重大事態等の対応に向けた外部専門家の活用

○専門的な見地からいじめの重大事態等の対応に向けた弁護士や警察OBなど外部専門家の活用に対する補助制度を創設すること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○不登校児童生徒の個々の状況に応じた多様な支援の充実

・不登校児童生徒に対する教室以外の場での学習支援の必要性が高まる中、校内教育支援センターや県教育支援センター（メタサポセンター）などにおける個々の状況に応じた支援の充実や民間フリースクールの安定的な運営に資する補助制度の整備が課題となっており、本県では、県独自に一定要件を備えたフリースクールに対する運営経費の一部補助を行っているほか、市町独自の取組も進んでいる。

○校内教育支援センター設置に伴う教職員の配置に係る制度改正

・校内教育支援センターが児童生徒の不登校の状況の改善に一定の効果がある一方で、配置する教職員に係る定数措置がなされていない。

○学びの多様化学校としての分教室設置等に係る制度改正

・学びの多様化学校は、通学が可能な近隣在住の児童生徒に支援が限定される。
・1人1台端末を活用したICT教育には大きな効果が期待されるが、オンライン授業は授業時数として計上することが認められていない状況である。

○いじめの重大事態等の対応に向けた外部専門家の活用

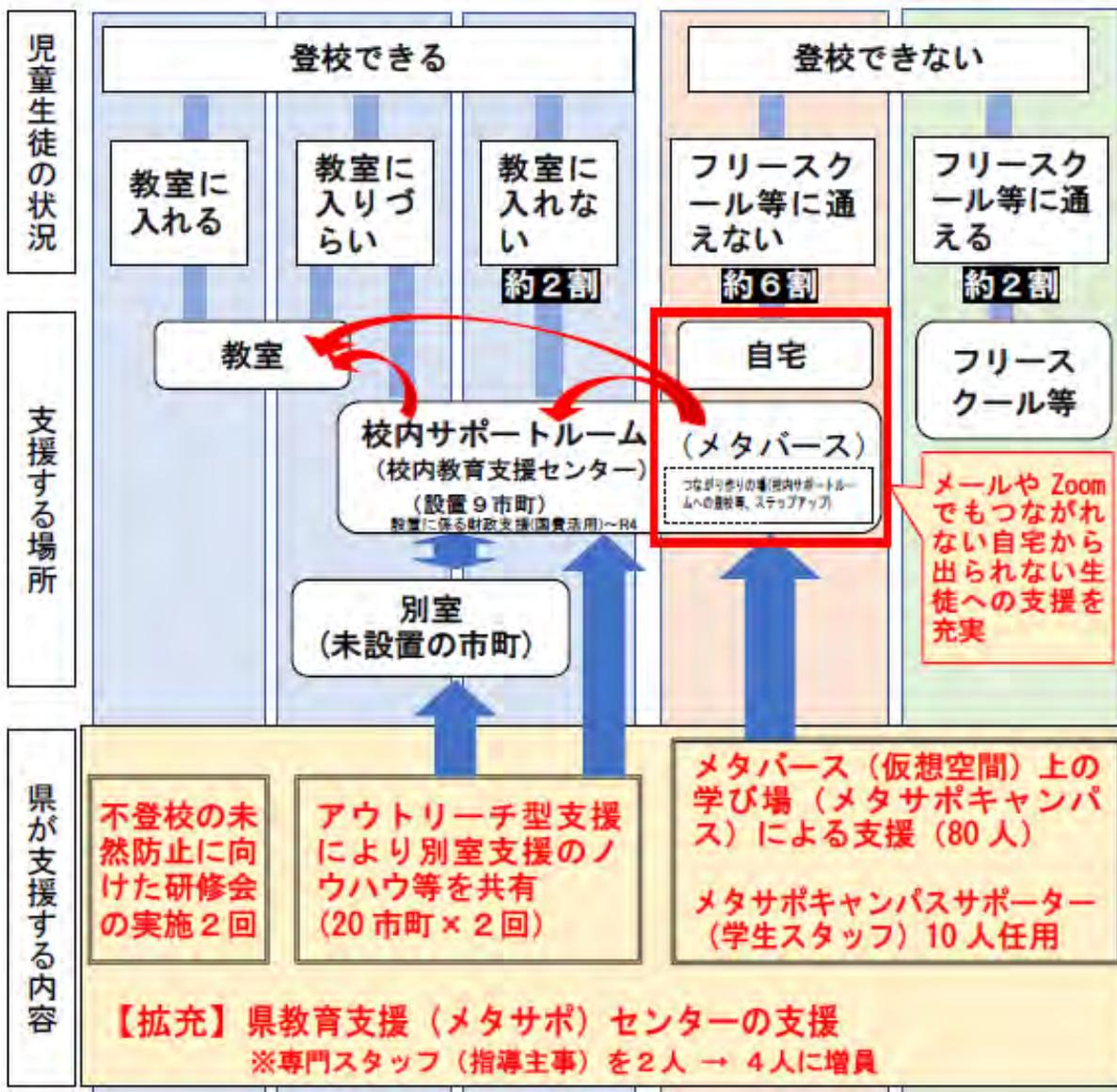
・いじめ問題が複雑化する中、重大事態等の対応には第三者的立場からの調整、解決が一層求められるが、外部専門家の活用に対する補助は令和元年度で終了しており、県独自にいじめ対策アドバイザーを配置し、学校からの要請に応じて支援を行っている。

【実現後の効果】

◇不登校児童生徒の多様な教育機会の確保や、いじめ問題の未然防止・早期解決につながる。

不登校支援の拡充の必要性和不登校児童生徒の状況別支援内容

不登校支援の現状（○成果と▲課題）	拡充の内容
○人と交流する喜びを実感 ▲メタサポキャンパスの利用者増により、個別支援が手薄になる見込み	・メタサポキャンパスサポーター（学生スタッフ）を採用し、人的支援と多様な利用者に個別対応
○校内サポートルーム（校内教育支援センター）の工夫ある実践により、支援が充実	・校内サポートルーム（校内教育支援センター）を2校新設
▲市町全てに校内サポートルーム（校内教育支援センター）の設置は困難（人的支援等）	・アウトリーチ型支援を県内全市町2回訪問しノウハウ等を普及



すべての児童生徒へ教育機会を確保

6 教員の働きがいのある魅力的な職場づくりについて

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

【提案・要望事項】

(1) 教職員定数の充実

○小学校での 35 人学級が段階的に実現するが、教員の長時間勤務の是正を図りつつ、学習指導要領の円滑な実施、いじめや不登校をはじめ複雑化・多様化する教育課題に対応できるよう実質的な教職員定数の充実を図ること。

(2) 支援スタッフの配置促進

○教員業務支援員の補助率を引き上げること。また、学習指導員やICT支援員等の配置促進に向けた十分な予算措置や補助制度を構築すること。

(3) 部活動改革に向けた支援の拡充

○部活動指導員の配置に対し引き続き予算措置を講ずるとともに、高校の部活動指導員についても、国の補助対象とすること。

○合同部活動など部活動の広域化に伴う地域間交通手段への支援を行うこと。

○部活動の地域移行に向けた財政措置を含む必要な支援を拡充するとともに、地域移行を実効性のあるものとするため、大会への参加資格の見直しなど、関係団体と大会の在り方について調整を行うこと。

(4) 教員確保に向けた奨学金返還支援制度の創設

○教員不足が深刻な状況において、優秀な教員候補者を一人でも多く確保するため、奨学金の返還支援制度を構築すること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○教職員定数の充実

・本県では、加配制度を活用して、小学校6年生について条件付きで35人学級を実施しているが、児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校現場に期待される役割が拡大するとともに、学習指導要領の円滑な実施も求められる中、学校現場においては実質的な定数の充実が求められている。

○支援スタッフの配置促進

・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置について、小中学校の設置者である市町の費用負担分は国の補助対象となっていない。市町は、全小中学校への配置を考えているが、予算に限りがあるため配置できない状況である。

○部活動改革に向けた支援の拡充

・部活動指導は長時間勤務の大きな要因の一つであるとともに、経験のない競技等を指導する場合の心理的負担も大きく、高校を含め部活動改革の着実な推進が求められる。

○教員確保に向けた奨学金返還支援制度の創設

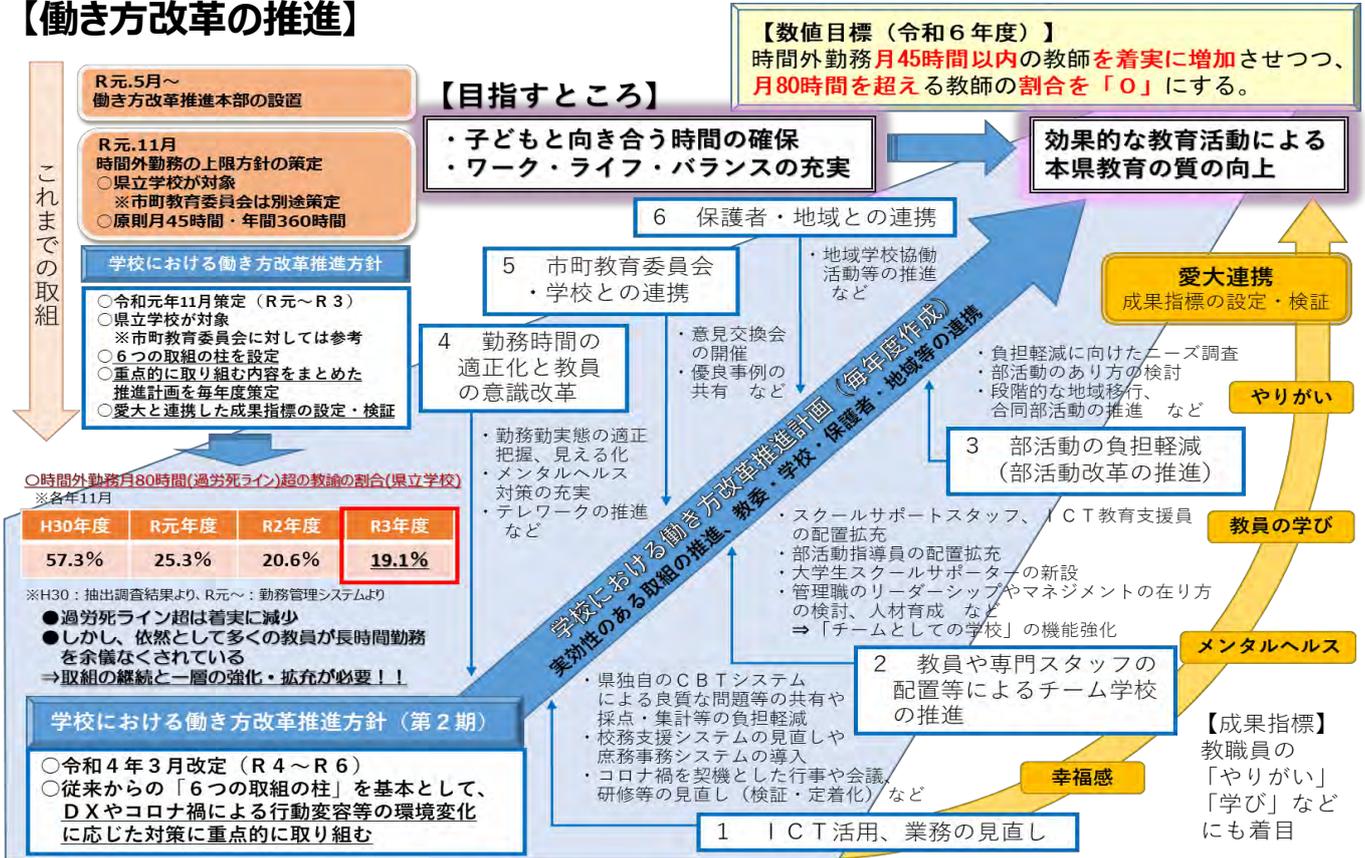
・本県でも教員採用を取り巻く状況は全国と同様に厳しく、令和5年度に実施した公立学校教員採用選考試験では、採用倍率は2.7倍で、特に小学校においては2.0倍となっており、県独自に小学校教員採用者対象の奨学金返還支援制度を創設している。

【実現後の効果】

◇公立学校教員の業務負担の軽減や長時間勤務の是正、教員不足の解消が図られるとともに、部活動を含めた教育の質の確保・向上につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 管理部保健体育課 指導部義務教育課・高校教育課

【働き方改革の推進】



成果指標	R元	R2	R3	R4	R5	状況
1. 時間外勤務月80時間超の教師の割合（各年度11月）	25.3%	20.6%	19.1%	18.9%	17.5%	時間外勤務月80時間超の教師の割合は、減少傾向
2. 教員自身の学びの実践（9項目の学びの実践の選択数）	3.67項目	3.13項目	3.42項目	3.54項目	3.51項目	令和2年度は、コロナ禍による研修等の中止・延期等の影響により全体の選択数が大きく減少したが、令和3年度以降は回復傾向
3. 教職員の働きがい（ワーク・エンゲイジメント）	28.83点	28.35点	28.64点	28.26点	27.66点	日本（民間企業）の平均（23.58点）以上の水準をキープしているが、令和4年度以降はやや悪化傾向
4. 教職員の抑うつ傾向（メンタルヘルス）	5.36点	5.57点	5.62点	5.79点	5.80点	年々悪化傾向 ※5点以上がリスク群、10点以上がハイリスク群
5. 教職員の主観的幸福感（ワーク・ライフ・バランス） 10点満点	6.06点	6.06点	6.09点	6.05点	5.99点	日本の平均（5.76点）以上の水準をキープ

【教員確保対策】

<h3>1 志願者数の増加対策</h3>	<h3>2 講師の掘り起し対策</h3>	<h3>3 離職・休職の予防対策</h3>
<p style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">奨学金返還支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員不足が特に深刻な小学校に限定し全国から候補者募集 <ul style="list-style-type: none"> ・全国から優秀な教員を確保 ・少子化対策といった副次的な効果にも期待 ○10年間の継続勤務を条件 <ul style="list-style-type: none"> ・本県での教職に定着 	<p style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">ハ・ローティーチャー（PT）研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員免許保有者の教職に対する不安解消 <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場の状況や勤務条件 ・教職の魅力 ・ICT活用 ・保護者対応 ○新たな講師の掘り起こし <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル広告配信 ・ポスター掲示、チラシ配布 	<p style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">人とAIが連動するメンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談での早期対応が効果大 しかし… <ul style="list-style-type: none"> ・相談要員が不足 ・多忙で相談できない ・相談へのためらい <p style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">マンパワーの増強</p> <p style="text-align: center;"> </p>

7 医師確保対策について

[1] 医師確保対策の充実強化

【厚生労働省・文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 新興感染症の感染拡大を見据えた医師養成の仕組みの構築

○新興感染症の発生時においても確実に医療提供体制を維持できるよう、感染症専門医等を養成する仕組みを構築すること。

(2) 医師の偏在を是正するための義務や規制を伴う仕組みの構築

○医師免許取得後一定期間、医師不足地域での診療を義務付けるなど、義務や規制を伴う抜本的、かつ実効性のある仕組みを構築すること。

○臨床研修制度における地域偏在対策について、効果の検証を行い、臨床研修医が確実に地方に分散される仕組みを構築すること。

○専門医制度における地域偏在対策について、効果の検証を行い、専攻医が確実に地方に分散される仕組みを構築すること。

(3) 総合診療専門医研修・教育体制の充実

○地域医療などに求められる「総合診療専門医」を養成するための専門講座を大学医学部に必置とするなど、「総合診療専門医」養成に向けた教育体制の充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○国による取組と課題

・国においては、医師偏在対策に有効な客観的データの整備や、医師養成課程を通じた医師確保対策の充実等を基本的な考え方に医師確保及び偏在対策を推進している。

1 地域枠制度

平成20年度から開始された医学部定員の暫定増(地域枠制度)の効果などにより、全国の医師数は着実に増加している一方、医師の地域偏在は未だ解決されていない。

2 臨床研修制度及び専門医制度における地域偏在対策

臨床研修医の募集定員算定方式の見直しや、都道府県別必要医師数等に基づいた専門医制度のシーリング等による地域偏在対策が行われているが、効果は限定的。

3 総合診療医の養成支援

総合診療医センター（総合診療医を養成・確保するための拠点）運営事業に対する助成等の取組が行われているが、効果は不透明。

○県内の取組

・県においては、自治医科大学卒業医師や地域枠医師等の配置のほか、退職(退官)医師の医師不足地域の医療機関への斡旋等を通じた医師の偏在対策に取り組むとともに、地域医療支援センター等関係機関との連携のもと、若手医師のキャリア形成支援や県内定着の促進などに努めている。

【実現後の効果】

◇医師確保及び偏在是正による地域医療提供体制の充実強化

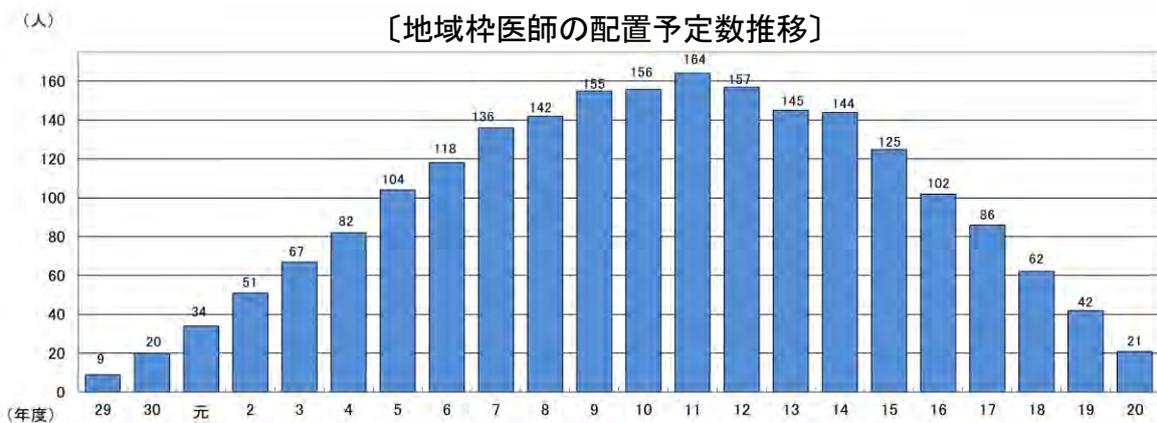
本県の医師の状況

○令和4年12月31日時点における医療施設従事医師数をみると、前回調査（令和2年）と比べて全国では3,744人（1.2%）、本県では46人（1.2%）の増加となっており、本県の増加率は全国の増加率と同程度となっている。

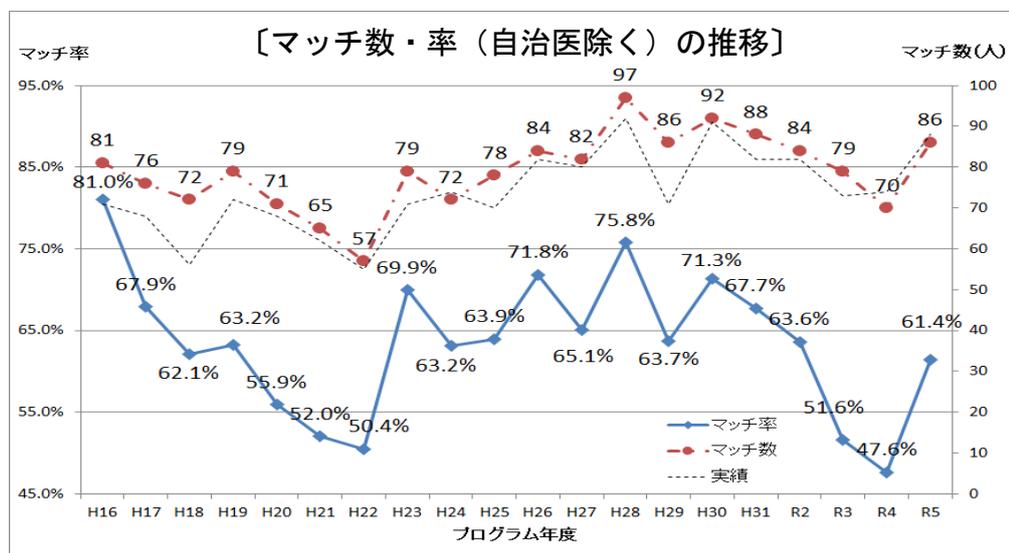
○また、人口10万人当たりの医療施設従事医師数を圏域別にみると、全国平均を上回っているのは松山圏域のみとなっており、県内における医師の偏在が顕著となっている。



○医学部入学定員の増員に伴い、県が奨学金貸与枠を設定した「地域枠」出身の奨学金医師は、計画ではピーク時に160名程度を県内の医療機関に配置可能となる見込み。



○県内の臨床研修医のマッチ数（採用内定数）、マッチ率（採用内定数/募集定員）は近年減少傾向にあったが、R5は5年ぶりに回復した。



7 医師確保対策について

[2] 災害医療従事者の育成・確保への支援

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

災害医療従事者の育成・確保への支援

○南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際にも、医療救護活動が計画的・持続的に実施できるよう、災害医療従事者の育成・確保に係る財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○災害医療従事者の育成・確保

- ・本県も被災した平成30年7月豪雨災害では、県内DMAT（災害派遣医療チーム）の11チームが避難所の医療ニーズの調査等に従事したほか、徳島県から8チーム、香川県から3チーム、高知県から3チームのDMATによる支援を受けたが、本県を含む近隣県にも甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震等を見据え、県内に保有するDMATの拡充が大きな課題の一つとなっている。
- ・本県では、国が実施する日本DMAT養成研修を活用して計画的なDMATの育成に取り組んできたが、受講枠に限りがあること（愛媛県は年に3回の受講枠）のほか、県外での研修受講にかかる旅費など所属病院の負担も大きく、DMATの拡充等が困難な状況になっている。このため、平成29年度から、日本DMAT検討委員会の認定プログラムに基づき、県事業として都道府県が養成するDMAT（以下「都道府県DMAT」という。）研修を実施している。

○都道府県DMATの保有に係るDPC評価及び財政支援

- ・日本DMATと同様に、都道府県DMATを保有する医療機関についても、平時から携行医療資機材の整備や研修・各種訓練の参加に係る経費等、経常的な費用が発生することから、DPC（包括医療費支払制度）の評価項目に「都道府県DMATの保有」を加えることが必要である。
- ・上記に加えて、持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、都道府県DMAT研修実施経費、現場携行用医療資機材及びDMAT車両整備に係る恒久的かつ柔軟性に高い財政支援制度の整備が必要である。

【実現後の効果】

◇都道府県DMAT養成研修や技能維持研修等の実施、現場携行用医療資機材及びDMAT車両等を整備し、災害医療従事者を育成・確保することにより、発災時の傷病者の対応に資することができる。

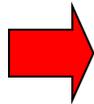
（参考）

都道府県DMAT養成研修 25都道府県で実施（令和4年度）

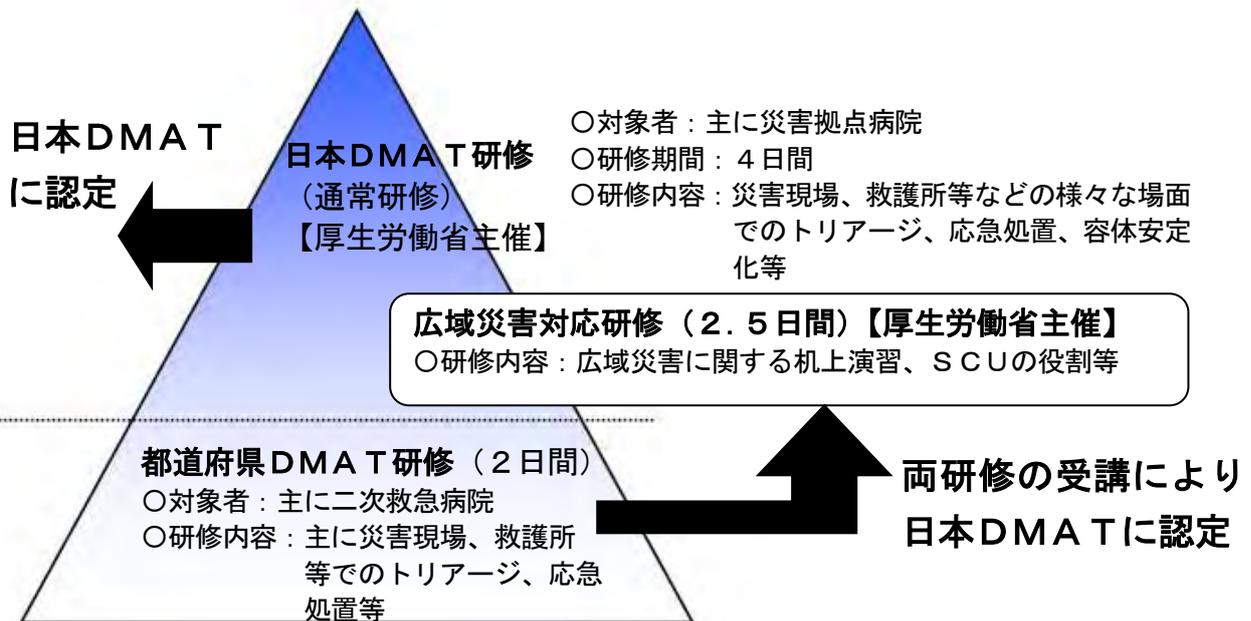
日本DMATの認定について

日本DMATに認定されるためには、「日本DMAT研修」(通常研修 [厚生労働省主催]) を4日間受講及び試験合格する必要あり

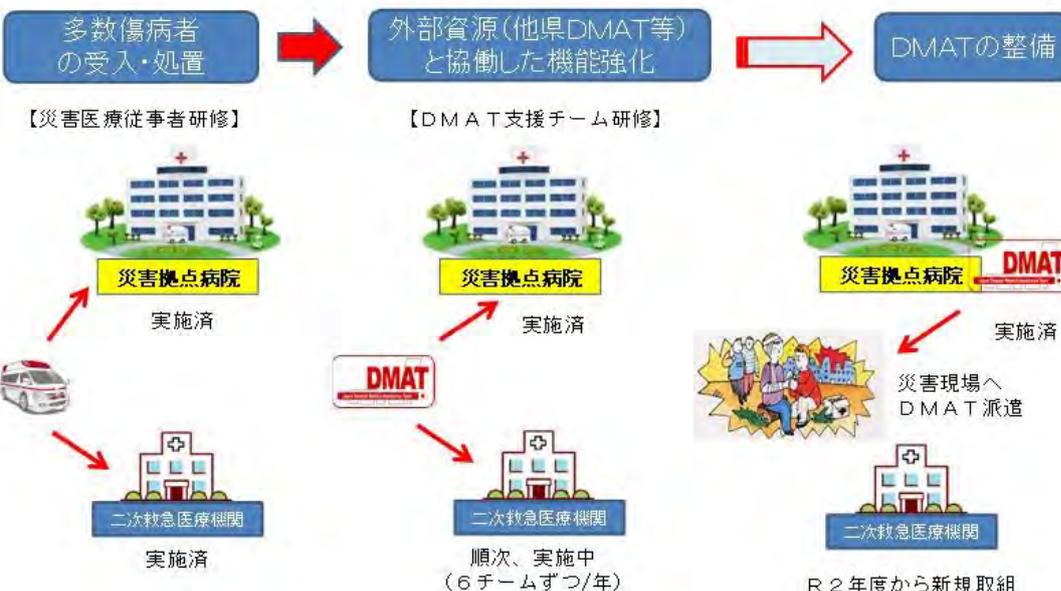
上記のほかに、



都道府県DMAT研修に加えて、
広域災害対応研修(2.5日間[厚生労働省主催])の受講及び
試験合格で、日本DMATに認定される



【愛媛県の取組】



8 ドクターヘリの運航に対する支援等について

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

ドクターヘリの運航に対する支援等

- 救急医療体制の充実・強化に向け、ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するとともに、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供できるよう、財源確保を含め、国において必要な措置を講ずること。
 - ・ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設
 - ・医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設

- ・ドクターヘリの運航に係る国庫補助制度として、「ドクターヘリ導入促進事業」（医療提供体制推進事業費補助金）があり、運航業者委託料、運航連絡調整員や搭乗医師・看護師確保経費などを補助対象とし、補助基準額（R5年度）は305,497千円、負担割合は国1/2、都道府県1/2となっている。しかしながら、格納庫賃借料、ドクターヘリに持ち込み使用する医療機器に係る点検保守等の「維持管理経費」及び搭乗医師・看護師の持続的な人材育成を図る寄附講座の「人材育成経費」などの補助対象外経費が発生している状況。
- ・「ドクターヘリ導入促進事業」の補助対象外経費について、関係する国庫補助制度がある場合も、「ヘリポート周辺施設整備事業」（医療提供体制施設整備交付金）は賃借料が対象外、「救命救急センター運営事業」（医療提供体制推進事業費補助金）は都道府県が対象外とされるなど、補助対象が限定的で活用できない状況であり、柔軟性の高い財政支援制度が必要。
- ・国は、ドクターヘリ導入促進事業は100%配分したとはいえ、当該補助金全体では、交付率が69.0%（R5年度〔全国〕）に止まっており、将来にわたって国費分が確保できるかどうか不透明な状況となっているうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない状況であり、ドクターヘリの安定的な運航体制が確保できるよう、恒久的な財政支援制度が必要。

○医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

- ・医療提供体制推進事業費補助金については、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な補助金であるものの、前述のとおり、補助金総額が少なく、事業の縮小や中止を余儀なくされており、いずれの事業に充当しても地域医療が守られていない状況となっていることから、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付が確実になされるよう法律補助とするなど、同補助金制度の改善が必要。

【実現後の効果】

- ◇ドクターヘリの安定的な運航体制の確保により、全国的な救急医療体制の充実・強化が図られる。
- ◇地域において良質かつ適切な医療を提供するために必要な事業の円滑な実施ができる。

○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

○ドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）の概要

- ・対象経費：運航業者委託料、搭乗医師・看護師確保経費、運航調整委員会経費等
- ・補助率：1/2（国1/2、都道府県1/2）
- ・補助基準額：305,497千円/箇所（R5）※年間飛行時間200～300時間の場合



◆補助金総枠の交付率（全国）は69.0%に止まり、将来にわたって、国費分が確実に確保できるかどうか不透明な状況なうえに、ドクターヘリ分を確保するためには、他の事業を削減し充当するほかない。

○医療提供体制推進事業費補助金予算総額等の推移

年度	予算総額	都道府県計画額	交付率（調整率）
H26	151.0 億円	241.4 億円	62.5%
H27	134.3 億円	247.1 億円	54.4%
H28	150.2 億円	262.9 億円	57.1%
H29	154.0 億円	279.9 億円	55.0%
H30	229.2 億円	306.6 億円	74.8%
R1	230.4 億円	305.4 億円	75.5%
R2	231.6 億円	314.3 億円	73.7%
R3	239.5 億円	329.4 億円	72.7%
R4	239.9 億円	344.0 億円	69.7%
R5	250.5 億円	363.0 億円	69.0%

○ドクターヘリ出動件数（年度別）

- ・ H28 年度：33 件（平成 29 年 2 月運航開始）
- ・ H29 年度：259 件
- ・ H30 年度：289 件
- ・ R1 年度：346 件
- ・ R2 年度：290 件
- ・ R3 年度：299 件
- ・ R4 年度：299 件
- ・ R5 年度：284 件

9 災害・感染症対応医療機関の危機対応機能強化と経営健全化に係る財政支援の拡充について

【厚生労働省】

【提案・要望事項】

(1) 危機に備えた平時からの態勢整備への支援

○自然災害や新興感染症の発生時に、中心的役割を担う公立病院をはじめとする医療機関が災害時等に必要な医療機器等を平時から整備・更新できるよう新たな制度設計、財源措置を講じること。

(2) 社会情勢の変化に応じた迅速な財政措置

○診療報酬に関して、次期改定までの間に原材料価格の高騰などの社会情勢の変化により医療機関の経営をひっ迫する状況になった場合は、医療機関の経営の健全性が確保されるよう、臨時的な加算措置など財政措置を迅速に講ずること。

【現状と課題（背景・理由等）、県内の取組】

○危機に備えた平時からの態勢整備への支援の必要性

・自然災害や新興感染症の発生時に中心的役割を担う公立病院をはじめとする災害拠点病院や感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結した医療機関は、平時から余力を持ち、危機に対して迅速かつ柔軟に適応できる医療提供体制を事前に構築しておくことが重要である。新型コロナウイルス感染症対応の際には、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金など臨時的に措置された財源を活用して、人工呼吸器や全自動PCR検査装置などの追加整備を行ったが、こうした機器の整備は平時から準備を進めるべきであり、継続性のある新たな補助金等の制度設計、財源措置が必要となる。

○社会情勢の変化に応じた迅速な財政措置の必要性

・新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による電気・ガス等のエネルギー価格や食料費、診療材料費等の物価高騰や賃金上昇により医療機関の経営状況は非常に厳しい状況にあり、医療提供機能を持続的に発揮していくためには、経営が健全であることが重要となる。診療報酬改定までの間に経営をひっ迫するような状況となった場合には、臨時的な診療報酬の改定など、財政措置を迅速に講じる必要がある。

【実現後の効果】

◇災害拠点病院や感染症指定医療機関等の危機対応機能の強化が図られるとともに、医療機関の健全経営が確保されることで、地域医療提供体制を維持確保していくことが可能となる。

県担当部署：保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課
保健福祉部 健康衛生局 健康増進課
公営企業管理局 県立病院課

1 診療報酬改定の推移

	H28. 4	H30. 4	R元. 10 ※消費税対応等	R2. 4	R4. 4	R6. 6 ※薬価は R6.4
診療報酬 (本体)	0.49%	0.55%	0.41%	0.55%	0.43%	0.88%
薬価	▲1.22%	▲1.65%	▲0.51%	▲0.99%	▲1.35%	▲0.97%
材料価格	▲0.11%	▲0.09%	+0.03%	▲0.02%	▲0.02%	▲0.02%
全体	▲0.84%	▲1.19%	▲0.07%	▲0.46%	▲0.94%	▲0.12%

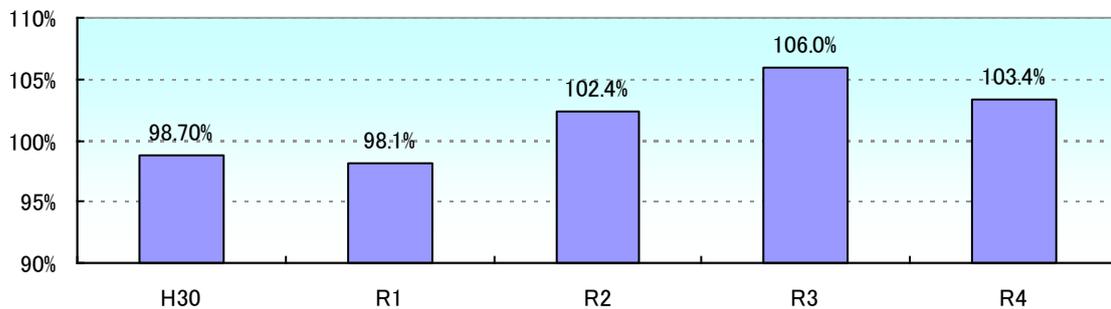
(参考) 愛媛県立病院の医業費用の推移

(単位：百万円、税込)

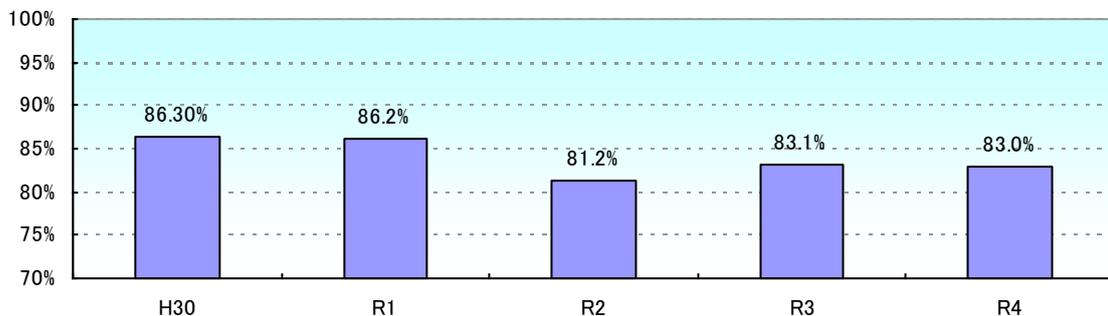
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	R4年度
医業費用 (伸び率)	43,366 -	44,499 (+2.6%)	45,034 (+1.2%)	44,787 (▲0.5%)	48,028 (+7.2%)
うち給与費 (伸び率)	22,224 -	22,466 (+1.1%)	22,250 (▲1.0%)	22,597 (+1.6%)	22,971 (+1.7%)
うち材料費 (伸び率)	10,817 -	11,288 (+4.4%)	12,107 (+7.3%)	11,834 (▲2.3%)	13,570 (+14.7%)
うち光熱水費 (伸び率)	692 -	766 (+0.7%)	773 (+0.9%)	688 (▲11.0%)	1,023 (+48.7%)

2 令和4年度地方公営企業等決算の概要 (病院事業抜粋)

① 経常収支比率 (%) = 経常収支 ÷ 経常費用



② 修正医業収支比率 (%) = (医業収益 - 他会計負担金等) ÷ 医業費用



【解説】

- ・ 経常収支比率は、医業外収益のうち国庫補助金が減少したこと等により、令和3年度より下落している。
- ・ 修正医業収支比率は、入院収益や外来収益が増加した一方、職員給与費等の医業費用も増加したことから、令和3年度とほぼ増減はない。

(出典：令和4年度地方公営企業等決算の概要)

